

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案に対する修正案

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案の全部を次のように修正する。

すべての水俣病の被害者についての適正な補償の実施の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、平成十六年の水俣病関西訴訟の最高裁判所判決の趣旨を踏まえ、水俣病とすべき疾病について公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）による水俣病に係る認定（以下「水俣病の認定」という。）をするための法制上の措置等、水俣病の認定の審査の方法及び水俣病の被害者についての補償に要する費用の負担について定めることにより、すべての水俣病の被害者について適正な補償の実施を確保することを目的とする。

（水俣病とすべき疾病について水俣病の認定をするための法制上の措置等）

第二条 政府は、この法律の施行後一年以内に、水俣湾若しくは水俣川又は阿賀野川に排出されたメチル水銀にばく露したと認められる条件を満たす者であつて次に掲げる疾病（メチル水銀中毒以外の原因によることが明らかであるものを除く。）にかかっているものが水俣病の認定を受けることができるようにする

ため必要な法制上の措置を講じなければならない。

一 四肢末梢優位又は全身性の触覚又は痛覚の感覚障害

二 口の周囲の触覚又は痛覚の感覚障害

三 舌又は指先の二点識別覚の障害

四 求心性視野狭窄

五 大脳皮質障害による知的障害、精神障害又は運動障害

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、水俣病に係る診療に関し豊富な経験を有する医師等の意見を踏まえて、八代海の沿岸地域又は阿賀野川の流域に居住していた者及びその子孫の健康に係る調査研究その他メチル水銀が健康に与える影響に関する調査研究を行うとともに、その結果に基づき水俣病とすべきとされる疾病にかかっている者が水俣病の認定を受けることができるようにするため必要な法制上の措置を講じなければならない。

3 政府は、水俣病の認定を受けることなく死亡した者であつて、第一項に規定する者であつたもの及び前項の調査研究の結果に基づき水俣病とすべきとされる疾病にかかっていたものについても、その遺族が補

償を受けることができるようにするため必要な措置を講じなければならない。

(水俣病の認定の審査の方法)

第三条 水俣病の認定の審査は、主治の医師の判断に基づくことを基本として行われなければならない。

(水俣病の被害者についての補償に要する費用の負担)

第四条 水俣病の認定を受けた者についての補償及び第二条第三項の補償については、平成十六年の水俣病関西訴訟の最高裁判所判決の趣旨を踏まえ、水俣病の原因となったメチル水銀を排出した事業者、国及び水俣病に係る健康被害の拡大に関し責任を有する県が、それぞれの責任に応じた費用を負担するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。